

# 主なスケジュール

(平成18年11月6日「第1回医療構造改革に係る都道府県会議」資料より)

医療計画の見直し		地域ケア整備構想(仮称) 介護保険事業支援計画	
国	都道府県	国	都道府県
18年 7月	(18年1月) ○モデル医療計画の公表 ○新しい医療計画作成のガイドライン ○全国での医療機能調査のための指標の提示(国)	○地域ケア整備に関する研究班の設置(国)、8つの都道府県市において地域ケア整備構想のモデルプランの作成事業開始	老健局に地域ケア・療養病床・療養病床転換推進室の設置(国)
8月	○全国での医療機能調査のデータ収集のための調査票、解説書作成及び県への送付(共通に入手可能な項目)	○(8/8~11)ブロック別意見交換会(国)	○(8~9月)療養病床アンケート調査票の作成、配布 ○(8~9月)各都道府県における体制整備・作業体制の確保・検討会の設置等
9月		○第1回介護施設等の在り方に関する委員会(介護施設等の現状等)	
10月			○(10/1)療養病床アンケート調査実施 ○(10月目途)各都道府県における検討事項 ・地域ケア整備構想の概要 ・作成に向けた作業スケジュール ・療養病床アンケート調査の内容、実施方法の報告
11月	○医療法に基づく基本方針(案)を提示		○調査票の回収・補正
12月		○地域ケア整備に関する研究班「中間とりまとめ」 (12月)調査票の集計・分析(国、都道府県)	○(12月目途)各都道府県における検討事項 ・地域ケア整備構想を検討する上での検討課題の整理 ・中長期的な高齢化の進展の動向等
19年 1月	○目標値設定のためのデータを提示	○事業ごとの医療連携体制の構築に向けて圏域ごとに医療関係者等による協議開始	
2月	○国の試行的な調査、調査結果の分析(指標の直接的な把握が困難で代替指標を用いる場合等)	○過剰な医療機能や不足している医療機能の把握	○(2月目途)療養病床アンケート調査まとめ(国、都道府県) ○(2月)各都道府県における検討事項 ・療養病床アンケート調査の集計結果 ・長期・短期の推計結果、課題と対応方針 ・地域ケア整備構想作成上の論点
3月		○地域ケア整備に関する研究班「最終とりまとめ」、8つの都道府県市からモデルプラン提出 地域ケア整備指針を策定、第4期介護保険事業支援計画の参酌標準の基本的考え方、地域ケア整備構想のモデルプランを提示	伴うおもうない介護などでは施設に踏みつけ療養等いえ養のてつ病在りもつ床り議、ア方にを養ケ関開病しする始床するの調委転査員換の会に結に
4月	○改正医療法の施行 ○医療法に基づく基本方針の施行	○改正医療法施行に伴う新しい医療計画制度の施行(本格的な検討の開始)	○(4月~)各都道府県における検討事項 ・地域ケア整備構想原案 ・財政に及ぼす影響試算 ・年次別・圏域別の療養病床転換計画案等
夏以降	○(4月~)都道府県の医療計画策定に際し、継続的な技術的助言等	○(初秋目処)事業ごとの医療連携体制についての協議終了(圏域ごと) ○(初秋目処)医療計画に定める数値目標の設定及び達成の方策の検討	○市町村、関係団体との調整 地域ケア整備構想の策定(19年夏~秋頃)
20年 4月		新しい都道府県医療計画の実施	(21年4月)第4期介護保険事業支援計画の施行

	医療費適正化計画		健康増進計画の見直し	
	糖尿病等に着目した健診・保健指導	平均在院日数の短縮、療養病床の再編成	国	都道府県
18年 7月	医療構造改革推進本部の改組、保険局に医療費適正化対策推進室の設置(国)			
	○都道府県、保険者の準備作業の大枠について提示(国)	○都道府県の準備作業の大枠について提示(国)		
8月	○「保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」を発足。次の事項について検討し、基本的に18年度中に結論を得る。(国) ・被扶養者に対する健診・保健指導の提供の仕組み(保険者間の委託の方法、費用の決済方法、健診結果データの送付方法等) ・保険者における体制整備 ・特定健診・特定保健指導の取組の評価方法など		○(8/18~9/16)健康日本21中間評価報告書案(計画策定において参考となる目標値を記載)のバブコメ実施(国)	
9月	各都道府県において、医療費適正化対策のための体制整備(県)			
10月	○各都道府県において、保健師・管理栄養士等の研修、保険者間の調整を適宜実施。 *別途、特定健診・特定保健指導の内容(項目、方法等)については、健康局の検討会(標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会)で示された案を18年度中に試行実施 ○決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ(4回) ○第2回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会(決済及び送受信に関するワーキンググループにおける検討状況等)	○都道府県において療養病床を有する医療機関の状況・意向を把握	○健康増進栄養部会(健康日本21中間評価報告書案) ○健康日本21中間評価作業チーム(目標値の参酌標準案) ○健康増進計画の策定に向けた勉強会(先行準備事業の状況報告、目標値の参酌標準、国民運動の進め方等)	
11月	○決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ		○第3回標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会	○都道府県健康・栄養調査等の実施
12月	○第3回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会		○健康増進栄養部会(健康日本21中間評価報告書案) ○第4回標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会	○いくつかの都道府県での先行準備事業の実施 ○地域・職域連携推進協議会の設置
19年 1月			○(12月~3月中旬)健康増進計画の策定に向けた勉強会(健康増進計画改定ガイドライン確定版)	
2月				
3月	各保険者の特定健診・特定保健指導実施計画に関する基本指針案を提示(国)		○第5回標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会 ○(3月下旬)健康増進栄養部会(目標値の参酌標準、都道府県健康増進計画改定ガイドライン確定版)	
	各都道府県の医療費適正化計画に関する基本方針案(特定健診等の受診率、療養病床の病床数等の参酌標準を含む。)、全国医療費適正化計画(案)を提示(国)		健康増進法に基づく基本方針の改正案の提示 都道府県健康増進計画改定ガイドライン確定版を提示(国)	
4月	○各保険者における特定健診・特定保健指導実施計画の策定に関し、国及び都道府県が、適宜、助言や技術的援助			
夏以降	○(夏~秋頃)都道府県において、「地域ケア整備構想(仮称)」を策定 *療養病床の再編成については、この構想に定められた内容を、第1期医療費適正化計画(H20~24)、医療計画(H20~24)、第4期介護保険事業支援計画(H21~23)に反映させる。 各都道府県が基本方針案に即して都道府県医療費適正化計画(案)を作成(必要に応じて適宜、国と相談)		○新しい都道府県健康増進計画策定に際し、継続的な技術的助言等	○基本方針及びガイドラインに基づき、新しい都道府県健康増進計画の策定作業
20年 4月	医療費適正化基本方針(国)、全国医療費適正化計画(国)、都道府県医療費適正化計画(県)、 特定健康診査・特定保健指導基本指針(国)、 特定健診・特定保健指導実施計画(保険者)の施行		○健康増進法に基づく基本方針の施行	新しい都道府県健康増進計画の施行

# 国が行う医療機能調査の具体的なスケジュール予定

	2006年11月			12月			2007年1月			2月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
調査票回収												
調査票正誤の確認等作業												
都道府県に対する 疑義照会等作業												
全国集計様式の作成 及び集計作業												
集計結果を都道府県に提示												

# 医療連携体制推進事業実施計画提出状況

(平成18年11月14日現在)

	都道府県名	計画事業数	事業内容
1	北海道	1	・保健医療福祉の連携による効果的、かつ円滑なサービス提供体制の検討 等
2	青森県	4	・脳卒中対策における、地域連携パス標準化モデル開発・普及 等
3	岩手県	1	・がん、脳卒中等対策における、コンピュータネットワークを推進し、医療連携体制の構築 等
4	宮城県	計画無し	
5	秋田県	計画無し	
6	山形県	1	・糖尿病対策における医療連携・情報提供を適切に行う事業
7	福島県	1	・かかりつけ医を中心とした保健、医療、福祉の包括的な連携体制の構築 ・救急医療体制の地域完結型医療連携体制の構築
8	茨城県	1	・脳卒中、急性心筋梗塞対策における、かかりつけ医の定着や病診連携 等
9	栃木県	4	・脳卒中対策における、病診連携クリティカルパスの作成 等
10	群馬県	計画無し	(来年度計画検討中)
11	埼玉県	4	・がん対策における、受診率向上のための連携方策の検討 等
12	千葉県	2	・救急医療対策等医療機関ネットワーク推進モデル事業 等
13	東京都	9	・脳卒中、糖尿病等対策における、医療連携リストの作成、住民医療従事者への普及 等
14	神奈川県	2	・がん、脳卒中等対策におけるIT等環境整備 等
15	新潟県	計画無し	(来年度計画検討中)
16	富山県	4	・がん、糖尿病等対策における、地域連携クリティカルパスに作成 等
17	石川県	計画無し	(来年度計画検討中)
18	福井県	4	・小児、周産期対策における連携体制構築の検討会 等
19	山梨県	計画無し	(来年度計画検討中)
20	長野県	計画無し	
21	岐阜県	1	・糖尿病対策における、連携体制に在り方や運用のためのネットワークの構築 等
22	静岡県	6	・がん、小児救急対策における、地域連携クリティカルパスの整備及び医療連携窓口の機能強化 等
23	愛知県	計画無し	(来年度計画検討中)
24	三重県	4	・救急医療対策における、連携体制の検討・見直し・構築 ・災害医療対策における、防災計画の医療救護班等の体制に確立 等
25	滋賀県	計画無し	
26	京都府	計画無し	(来年度計画検討中)
27	大阪府	計画無し	
28	兵庫県	1	・初診患者における患者紹介率向上 ・地域連携クリティカルパスの作成
29	奈良県	計画無し	
30	和歌山県	2	・救急医療対策における高度医療機器による診療体制 等
31	鳥取県	計画無し	(来年度計画検討中)
32	島根県	7	・脳卒中対策における、病診連携クリティカルパスの作成 等
33	岡山県	計画無し	
34	広島県	計画無し	
35	山口県	計画無し	(来年度計画検討中)
36	徳島県	計画無し	
37	香川県	計画無し	
38	愛媛県	計画無し	(来年度計画検討中)
39	高知県	計画無し	
40	福岡県	1	・急性心筋梗塞における、医療連携体制の構築 等
41	佐賀県	計画無し	
42	長崎県	計画無し	
43	熊本県	計画無し	
44	大分県	計画無し	
45	宮崎県	計画無し	
46	鹿児島県	計画無し	
47	沖縄県	1	・がん、救急医療等対策における、医療機関診療データベース作成、合同症例研究会の実施 等
	計画数合計	61	

## 医療連携体制推進事業実施要綱

### 1 目的

本事業は、主要な事業（がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策、周産期医療対策、小児救急医療を含む小児医療対策など）ごとの医療連携提供体制を構築することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

### 3 実施地域

本事業の実施地域については、従来の二次医療圏にしばられるものではなく、1で掲げている主要な事業ごとに完結する地域とする。

### 4 事業内容

都道府県は、主要な事業ごとの医療連携体制を構築するために必要な下記の事業を行うものとする。

#### (1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業

急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目なく提供するための事業

ア 主要な事業ごとの具体的な治療連携計画による機能分担

イ かかりつけ医相談窓口の設置

ウ 医療連携窓口の設置

エ IT（ホームページ、携帯電話等）等の活用による住民向けの情報提供

オ IT（電子メール、ホームページ、電子カルテ）等の活用による診療連携

カ 医療機関診療機能データベースの作成

キ その他

#### (2) 地域の医療従事者などの人材養成に向けての事業

ア 医療従事者向けの研修会の実施

イ 合同症例検討会の実施

ウ その他

### 5 協議会の設置

(1) この事業の円滑な推進を図るため、事業実施地域ごとに医療連携体制協議会を設置し、医療計画と整合性のある運営に努めるものとする。

(2) 医療連携体制協議会の構成は、住民、診療に関与する者、保健事業を実施する者、介護サービス事業者、地域医師会、都道府県、保健所、市町村等に所属するものから構成するものとする。

### 6 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき、事業内容を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。

### 7 その他

(1) 都道府県は、この事業を実施するにあたり都道府県医師会と協議を行うものとし、地域医師会等の協力を得て、実施するものとする。

(2) 都道府県は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

## 最近よくある質疑応答

(問1) 従来の医療計画の見直し時期が平成21年度以降であっても、基準病床数も含めた医療計画として平成20年4月に見直す必要があるのか。

1. 新たな医療計画における医療連携体制に関する事項については、本年2月20日の全国医政関係主管課長会議や同2月22日付各都道府県衛生主管部局長宛の「モデル医療計画及び医療計画作成ガイドライン」の通知において、平成20年度から一斉に実施することをお願いしているところである。
2. 一方で、基準病床数制度については、本年2月20日の全国医政関係主管課長会議において、平成20年度から一斉に新算定式に基づく見直しを行っていただく必要はないと考えている旨説明しているところである。

(問2) 改正医療法に基づく新たな医療計画においては、二次医療圏ごとの計画を作成する必要はないのか。(二次医療圏ごとに地域保健医療計画を作成するよう定めた平成2年11月30日付の健康政策局計画課長通知は廃止されるのか。)

1. 改正医療法に基づく新たな医療計画においては、がん、脳卒中などの主要な事業ごとに、地域における医療連携体制を構築し、適切な医療サービスが切れ目なく提供されるよう具体的に医療計画に位置付け、住民・患者に医療機関の機能や連携の状況を明示することとしている。
2. したがって、必ずしも二次医療圏ごとに計画を定める必要はないと考えており、二次医療圏ごとに地域保健医療計画の作成を定めていた平成2年11月30日付の健康政策局計画課長通知は今後廃止する予定。

(問3) 国の実施する医療機能調査は医療機関ごとに調査を行わないのか。

国が調査を行わない場合、都道府県が各医療機関に行う医療機能調査事項の雛型を国が示す予定はあるのか。

1. 国が実施している医療機能調査は、がん、脳卒中などの主要な事業ごとに都道府県が数値目標の設定等を行うために支援するためのものであり、個別の医療機関に対する調査は行わない。

なお、国の実施する医療機能調査以外に必要な調査については、本年7月10日に開催した「医療制度改革関連法に関する都道府県説明会」においてご説明しているところ。

2. また、都道府県が独自に実施する医療機能調査については、国が全国的な調査項目や様式等を示すことは考えていない。

(問4) 医療連携体制の構築については、病院から報告される医療情報を提供することでも構築といえるのか。

1. 新たな医療計画におけるがん、脳卒中など主要な事業ごとの医療連携体制の構築については、各地域における関係者間での協議の下、合意を形成しながら、各医療機関等がそれぞれの役割を分担していくこととなると考えている。

2. 具体的には、地域連携クリティカルパス等を活用し、複数の医療機関等において、急性期から回復期を経て居宅に至るまでの患者の診療計画を患者に提示・説明し、各医療機関等が診療計画を作成・共有することを通じて、構築していくものと考えている。

3. したがって、各医療機関等の医療情報を提供することは、情報公開を通じた医療機能の透明化を通じて、住民・患者の選択肢を広げることに伴い、医療連携体制を構築するための重要な手段ではあるが、それだけでは連携体制の構築とはいえないと考えている。

(問5) 医療計画に記載する医療機能情報については、医療機能情報公表制度との整合性をどのように図ればよいのか。項目や内容は揃えるのか。更新の時期は同時とすべきか。

1. 新たな医療計画においては、医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項を定めることとしている。これは、がん、脳卒中など主要な事業ごとの医療連携体制について、住民・患者、医療関係者、行政等で情報を共有することを目的として医療計画に記載するものである。
2. 一方で、医療機能情報の公表制度は、住民・患者による医療機関の適切な選択が支援されることを目的とした制度であり、提供される情報も個別の医療機関に関するものとなる予定である。(詳細は医政局長の検討会にて検討中。)
3. したがって、両制度はその視点が異なるものではあるが、いずれにせよ、公表する項目、内容、更新時期等の整合性については今後整理していきたいと考えている。

(問6) 医療計画で示す数値目標を設定する場合の根拠はどうするのか。

1. 現在、各都道府県の協力により、全国的な医療機能調査を実施しているところであり、がん、脳卒中など主要な事業ごとに定めることとされている数値目標の設定の基礎となるデータ(各指標の全国平均値等)について平成19年1月を目途に示す予定である。
2. なお、主要な事業ごとにどの項目を数値目標として設定するかについては、国が数値目標の設定の基礎となるデータを示し、国が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じ、各都道府県において決定するものとしている。



(問7) 診療所の一般病床設置が届出となる場合として「～の診療所として医療計画に記載される場合」とあるが、具体的にはどのような手続を経ればいいのか。

1. 新たな医療計画においては、がん、脳卒中など主要な事業ごとの医療連携体制について、関係する医療機関の情報を地域の住民・患者に明示することとしており、在宅医療を行う診療所やへき地に設置される診療所等についても、その情報が医療計画に記載されることになる。
2. したがって、一般病床を新設しようとしている診療所については、当該診療所が届出要件に当てはまる診療所として医療計画に位置付けられるかどうかを都道府県医療審議会に諮り、医療計画への記載を決定した後、届出を受理するという手続きとする方向で検討しているところ。  
(今後、平成19年1月1日施行の政省令改正に関する通知を発出予定。)